令和2年度補正予算 産業保安高度化推進事業費補助金 説明会資料



1. 事業内容について (公募要領p4~33,36)

類型A (AI実証) (公募要領p7~12,36)

類型B (防爆ドローン等) (公募要領p14~19,36)

類型C(発電所遠隔制御)(公募要領p21~26,36)

類型D (スマート鉄塔) (公募要領p28~33,36)

共通項目(公募要領p8~10,15~17,22~24,29~31)

2. 申請に向けた手続きについて (公募要領p13,20,27,34,35~51)

1. 事業内容について (公募要領p4~33,36)

類型A (AI実証) (公募要領p7~12,36)

類型B (防爆ドローン等) (公募要領p14~19,36)

類型C(発電所遠隔制御)(公募要領p21~26,36)

類型D (スマート鉄塔) (公募要領p28~33,36)

共通項目(公募要領p8~10,15~17,22~24,29~31)

2. 申請に向けた手続きについて (公募要領p13,20,27,34,35~51)

1-1 事業概要

事業背景·目的(公募要領p4)

- ✓ 感染症の拡大等の緊急事態においても、産業インフラの安全な事業継続等、産業保安の確保は国民・経済にとって不可欠であるため、産業インフラ事業者は事業継続計画(BCP)の策定やオペレーション・メンテナンス業務の要員・代行者の確保体制構築等の取り組みを進めてきた。
- ✓ しかし、産業保安人材の高齢化、設備の高経年化等の環境変化に直面する中、仮に深刻な感染拡大が発生した場合、事業継続のための体制が維持できない恐れがでてきている。このため、IoT/AI等の新技術を活用することで現場のオペレーション・メンテナンスを、安全を確保しつつ自動化したうえで、遠隔による監視・制御を推進し、現場要員の作業を代替していく取組(スマート保安)の必要性が高まっている。
- ✓ そのため、本事業では、IoT/AI等の新技術を活用することで産業インフラの安全性・効率性の維持・向上を 図るとともに、安全な事業継続を確実なものとし、将来にわたって国民の安全・安心を創り出す仕組みの構築 を促進する。

電力、ガス、石油精製、石油化学、一般化学、高圧ガス、鉄鋼分野で産業保安に携わる事業者や IoT/AI等の新技術を扱う事業者などを選定し、新技術を活用した保安業務の実証を行う。

1-1 事業概要

事業類型(公募要領p5)

補助対象事業類型

※各類型の詳細は後述

本事業は、事業の対象や関連技術によって類型A・B・C・Dの4つの類型に分類される。

類型A (AI実証)

産業保安分野(電力、ガス、石油精製、石油化学、一般化学、高圧ガス、 鉄鋼分野のいずれか)を対象とした保安業務AIの開発・実証

類型B (防爆ドローン等)

産業保安分野(電力、ガス、石油精製、石油化学、一般化学、高圧ガス、 鉄鋼分野のいずれか)を対象とした防爆ドローン等の開発・実証

類型C

(発電所遠隔制御)

火力・水力・太陽光発電所等を対象としたIoT機器・データ利活用による保安業務の現場作業における省人・遠隔化技術の開発・実証

類型D **(スマート鉄**塔)

送電鉄塔を対象としたIoT機器・データ利活用による保安業務の現場作業における省人・遠隔化技術の開発・実証



1. 事業内容について (公募要領p4~33,36)

類型A (AI実証) (公募要領p7~12,36)

類型B (防爆ドローン等) (公募要領p14~19,36)

類型C (発電所遠隔制御) (公募要領p21~26,36)

類型D (スマート鉄塔) (公募要領p28~33,36)

共通項目(公募要領p8~10,15~17,22~24,29~31)

2. 申請に向けた手続きについて (公募要領p13,20,27,34,35~51)

補助対象事業者(公募要領p7)



補助対象事業者要件

下記を全て満たす事業者・団体等であること。

- 日本国内に登記し活動実績のある法人であること。
- ② 補助事業を遂行できる財務状況であること、または具体的な資金調達計画があること。
- ③ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ④ 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29 会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 電力、ガス、石油精製、石油化学、一般化学、高圧ガス、鉄鋼分野のいずれかにおいて保安業務を有すること。または、当該業務に対して提供するAI関連技術を有すること。

補助対象事業(公募要領p7)



類型A 事業要件

産業保安分野(電力、ガス、石油精製、石油化学、一般化学、高圧ガス、鉄鋼分野のいずれか)を対象とした保安業務AIの開発・実証であって、下記の要件を全て満たす事業であること。

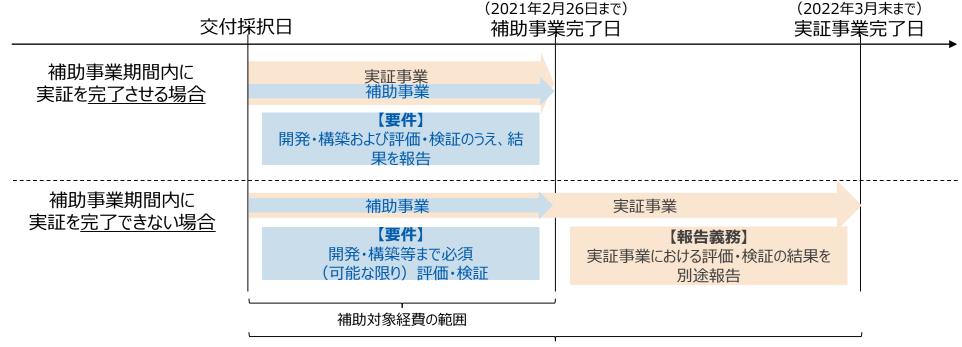
- ① 開発・実証を行うAIは、保安力(正確で効果的な点検や検査等を通じて産業保安インフラにおける災害、事故、予期せぬ運転停止等の安全を損ねる事態を防止する能力)の向上と現場作業の省力化・無人化等の生産性向上に資することが見込まれるものであること。
- ② 補助事業期間中に、AIモデル構築を行うとともに、その評価・検証を行うこと。ただし、評価・検証 に関しては、補助事業期間中に完了できない場合には、間接補助事業終了後、評価・検証を行 い、その結果をSII又は経済産業省の指示に従って報告すること。
- ③ 開発・実証を行うAIは、補助事業終了後に他の事業所・事業者に実装・展開する計画があること。
- ④ 執行団体が実施する調査依頼(9月公表予定の「プラント保安分野AI信頼性評価ガイドライン (仮称)」の活用とフォローアップ等)に対応すること。また、協業する事業者にもその旨の了承を 得ること。

補助事業期間(公募要領p36)



開発したシステム等の評価・検証が補助事業期間内に完了しない計画である場合の考え方

- 開発したシステム等の評価・検証が補助事業期間内に完了しない計画である場合(実証事業が補助事業期間中に完了しない場合)、2022年3月末までに評価・検証結果をSII又は経済産業省の指示に従って報告すること。ただし、補助事業期間中にシステム等の開発・構築等を行うことは必須とする。
- 上記報告期間中に、正当な理由なく報告の遅延・怠慢・実証事業の取りやめ等があった場合、既に交付した 補助金の返還が必要となる場合がある。



補助事業概要説明書での記載範囲

補助対象経費(公募要領p11,12)



補助対象経費(1/4)

補助対象事業の実施に係る下記の費用を対象とする。

- 人件費
- 開発・実証に係る外注費・委託費
- 開発・実証に係る機材購入費・据付工事費
- その他諸経費

区分	費目	定義	費用例
産業保安高度化推 進事業費 (類型A)	人件費※1	AI開発・実証に直接従事する時間 に係る人件費	✓ AI開発業務✓ プロジェクトマネジメント業務✓ 現場での実証・効果検証業務✓ AIを活用した業務構築 …等
	開発・実証に係る 外注費・委託費※2	AI開発・実証に必要な業務を外注・ 委託する費用	✓ AI開発業務に係る業務委託費✓ データ取得に係るシステム改修費✓ 現場実証・効果検証に係る委託費✓ AI教育に係るデータ購入費 …等
	開発・実証に係る 機材購入費・据付工事費※2	AI開発・実証に必要な機材を購入・ 据付等を行う費用	✓ IoTセンサ購入・リース費✓ IoTセンサ取り付け工事費✓ 実証期間中のサーバレンタル費✓ エッジ側の情報端末購入費 …等
	その他諸経費※3	その他事業を行うために特に必要と 認められる諸経費	✓ 現場実証に係る旅費・宿泊費✓ AI開発に必要なクラウドサービス利用費、ライセンス費用等 …等

補助対象経費(公募要領p11,12)



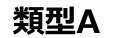
補助対象経費(2/4)

※1 <人件費の対象範囲、用いる単価について>

- 人件費は、実証等に直接繋がる活動のみを対象とし、補助事業の管理運営および法人経営に関する業務時間の人件費は対象とならない。
- 人件費は、「時間単価×作業時間」によって算出するものとする。
- 人件費の時間単価は、標準報酬月額保険料額表等を基に下記にて算定した時間単価を用いる。

雇用関係	給与	時間単価
健保等級適用者	全て	賞与回数に応じた時間単価一覧表の区分を選択し、「健保等級」に対応する時間単 価を適用。
健保等級適用者 以外※1	年俸制 月給制	月給額※2を算出し、時間単価一覧表の「月給範囲額」に対応する時間単価を適用。
	日給制	時間単価一覧表を適用せず、日給額 ^{※3} を所定労働時間で除した単価(1円未満 切捨て)を適用。
	時給制	時間単価一覧表を適用せず、時給額※3を適用。
出向者	全て	補助事業者が負担する出向負担金等を基に時間単価を算出。

補助対象経費(公募要領p11,12)



補助対象経費(3/4)

- 健保等級の適用にあたっては、補助事業の開始時に適用されている等級に基づく単価を使用する。
- 本単価は、時間外、時間内、休日等の区分を問わず、同一の単価を使用する。ただし、健保 等級単価に基づく人件費が、事業者負担額を大幅に超える場合等は、時間単価の調整が必 要になる。
- 時間単価一覧表には、下記を用いることとする。
 (https://www.meti.go.jp/information 2/downloadfiles/R2kenpo.pdf
- ※ 1) 当該事業期間内に支給される賞与(事業期間終了日の翌月末日に支給することが確定している賞与も含む。)を時間単価の算定に加算することができる。加算方法は、月給額に加算する場合は、上期(4~9月)、下期(10~3月)の期間内にそれぞれ支給される賞与額を各期間の月額に加算(対応する月数で除す。)し、日給額に加算する場合は、前記方法をさらに1か月あたりの所定労働日数で除した金額を日額に加算する (1円未満切捨て)。
- ※ 2)年俸から月給額を算定する場合には健康保険の報酬月額の算定方法に準ずる。
- ※ 3) 1日あたりの通勤手当(雇用契約等から算定できるもの)を所定労働時間で除して得た額を時間単価に加算する。

補助対象経費(公募要領p11,12)



補助対象経費(4/4)

※2 <外注費・委託費、機材購入費・据付工事費について>

開発・実証にかかる委託・外注費、機材購入費等、固定資産登録される費用については法定耐用年数の財産管理が必要となる。

※3<その他諸経費について>

• その他諸経費においては、本実証に必要な経費を対象とし、直接実証と関係のない費用、単なる 経費として実証に資する要素がない費用(特許申請費用等)は対象としない。

【補助対象外となる経費】

- 本補助金の申請書作成に係る費用
- 交付決定日前に発生した費用
- 事務所借料費、敷金、礼金、その他事務手数料
- 予備品購入費
- その他SIIが補助対象外と判断したもの

補助対象経費(公募要領p11,12)



補助対象経費の留意点

(契約等について)

補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争(3社以上の見積もり合わせ・競争入札等)に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、選定理由書の整備を前提として、指名競争又は随意契約によることができる。

1. 事業内容について (公募要領p4~33,36)

類型A (AI実証) (公募要領p7~12,36)

類型B (防爆ドローン等) (公募要領p14~19,36)

類型C(発電所遠隔制御)(公募要領p21~26,36)

類型D (スマート鉄塔) (公募要領p28~33,36)

共通項目(公募要領p8~10,15~17,22~24,29~31)

2. 申請に向けた手続きについて (公募要領p13,20,27,34,35~51)

補助対象事業者(公募要領p14)



補助対象事業者要件

下記を全て満たす事業者・団体等であること。

- 日本国内に登記し活動実績のある法人であること。
- ② 補助事業を遂行できる財務状況であること、または具体的な資金調達計画があること。
- ③ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ④ 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29 会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 電力、ガス、石油精製、石油化学、一般化学、高圧ガス、鉄鋼分野のいずれかにおいて保安業務の提供者、または保安業務を目的としたドローン等の開発者のいずれかであること。

補助対象事業(公募要領p14)



類型B 事業要件

産業保安分野(電力、ガス、石油精製、石油化学、一般化学、高圧ガス、鉄鋼分野)を対象とした防爆ドローン等の開発・実証であって、下記の要件を全て満たす事業であること。

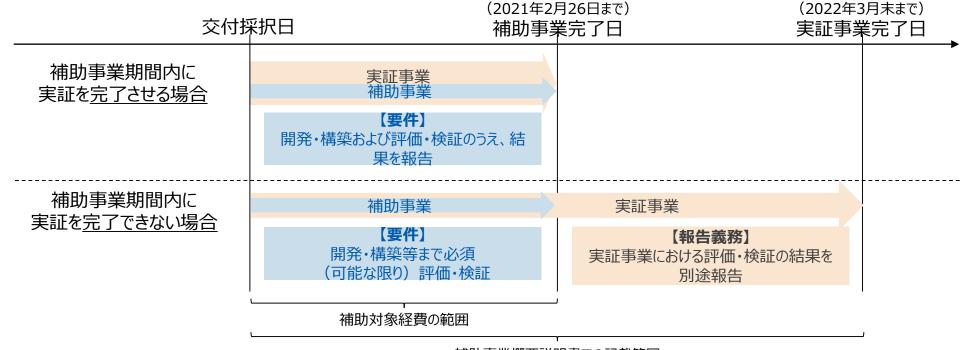
- ① 開発・実証を行う防爆ドローン等は、保安力(正確で効果的な点検や検査等を通じて産業保安インフラにおける災害、事故、予期せぬ運転停止等の安全を損ねる事態を防止する能力)の向上と現場作業の省力化・無人化等に資することが見込まれるものであること。
- ② 補助事業期間中に、防爆ドローン等の機器全体の開発および機器全体の評価・検証を行うこと。 ただし、機器全体の開発および評価・検証に関しては、補助事業期間中に完了できない場合には、 コアパーツ(バッテリー、モーター、他主要部品)の開発・評価までを補助事業期間内に完了させ、 間接補助事業終了後、機器全体の評価・検証を行い、その結果をSII又は経済産業省の指示 に従って報告すること。
- ③ 開発・実証を行う防爆ドローン等は、補助事業終了後に他の事業所・事業者に実装・展開する計画があること。
- ④ 執行団体が実施する調査依頼に対応すること。また、協業する事業者にもその旨の了承を得ること。

補助事業期間(公募要領p36)



開発したシステム等の評価・検証が補助事業期間内に完了しない計画である場合の考え方

- 開発したシステム等の評価・検証が補助事業期間内に完了しない計画である場合(実証事業が補助事業期間中に完了しない場合)、2022年3月末までに評価・検証結果をSII又は経済産業省の指示に従って報告すること。ただし、補助事業期間中にシステム等の開発・構築等を行うことは必須とする。
- 上記報告期間中に、正当な理由なく報告の遅延・怠慢・実証事業の取りやめ等があった場合、既に交付した 補助金の返還が必要となる場合がある。



補助対象経費(公募要領p18,19)



補助対象経費(1/4)

補助対象事業の実施に係る下記の費用を対象とする。

- 人件費
- 開発・実証に係る外注費・委託費
- 開発・実証に係る部品・機材・材料購入費
- その他諸経費

区分	費目	定義	費用例
産業保安高度化推 進事業費 (類型B)	人件費 ^{※1}	防爆ドローン等開発・実証に直接従 事する時間に係る人件費	✓ 防爆ドローン等設計・開発業務✓ プロジェクトマネジメント業務✓ 現場での実証・効果検証業務✓ ドローンを活用した業務構築 …等
	開発・実証に係る 外注費・委託費 ^{※2}	防爆ドローン等開発・実証に必要な 業務を外注・委託する費用	✓ 防爆ドローン等設計・開発委託費✓ 試作品加工・組み立て外注費✓ 試作品性能試験・評価費✓ 現場実証・効果検証に係る委託費 …等
	開発・実証に係る 部品・機材・材料購入費※2	防爆ドローン等の開発・実証に必要 な部品・機材・材料を購入する費用	✓ 試作品に用いる部品・材料購入費用 ✓ 評価用計測機器のリース費用 …等
	その他諸経費 ^{※3}	その他事業を行うために特に必要と 認められる諸経費	✓ 現場実証に係る旅費・宿泊費✓ 仮想フィールド利用費 …等

補助対象経費(公募要領p18,19)



補助対象経費(2/4)

※1 <人件費の対象範囲、用いる単価について>

- 人件費は、実証等に直接繋がる活動のみを対象とし、補助事業の管理運営および法人経営に関する業務時間の人件費は対象とならない。
- 人件費は、「時間単価×作業時間」によって算出するものとする。
- 人件費の時間単価は、標準報酬月額保険料額表等を基に下記にて算定した時間単価を用いる。

雇用関係	給与	時間単価	
健保等級適用者	全て	賞与回数に応じた時間単価一覧表の区分を選択し、「健保等級」に対応する時間 単価を適用。	
健保等級適用者 以外※1	年俸制 月給制	月給額※2を算出し、時間単価一覧表の「月給範囲額」に対応する時間単価を適用。	
	日給制	時間単価一覧表を適用せず、日給額 ^{※3} を所定労働時間で除した単価(1円未満切捨て)を適用。	
	時給制	時間単価一覧表を適用せず、時給額※3を適用。	
出向者	全て	補助事業者が負担する出向負担金等を基に時間単価を算出。	

補助対象経費(公募要領p18,19)



補助対象経費(3/4)

- 健保等級の適用にあたっては、補助事業の開始時に適用されている等級に基づく単価を使用する。
- 本単価は、時間外、時間内、休日等の区分を問わず、同一の単価を使用する。ただし、健保 等級単価に基づく人件費が、事業者負担額を大幅に超える場合等は、時間単価の調整が必 要になる。
- 時間単価一覧表には、下記を用いることとする。
 (https://www.meti.go.jp/information 2/downloadfiles/R2kenpo.pdf
- ※ 1) 当該事業期間内に支給される賞与(事業期間終了日の翌月末日に支給することが確定している賞与も含む。)を時間単価の算定に加算することができる。加算方法は、月給額に加算する場合は、上期(4~9月)、下期(10~3月)の期間内にそれぞれ支給される賞与額を各期間の月額に加算(対応する月数で除す。)し、日給額に加算する場合は、前記方法をさらに1か月あたりの所定労働日数で除した金額を日額に加算する (1円未満切捨て)。
- ※ 2)年俸から月給額を算定する場合には健康保険の報酬月額の算定方法に準ずる。
- ※ 3) 1日あたりの通勤手当(雇用契約等から算定できるもの)を所定労働時間で除して得た額を時間単価に加算する。

補助対象経費(公募要領p18,19)



補助対象経費(4/4)

※2 <外注費・委託費、部品・機材・材料購入費について>

開発・実証にかかる委託・外注費、部品・機材・材料購入費等、固定資産登録される費用については法定耐用年数の財産管理が必要となる。

※3 <その他諸経費について>

• その他諸経費においては、本実証に必要な経費を対象とし、直接実証と関係のない費用、単なる 経費として実証に資する要素がない費用(特許申請費用等)は対象としない。

【補助対象外となる経費】

- 本補助金の申請書作成に係る費用
- 交付決定日前に発生した費用
- 事務所借料費、敷金、礼金、その他事務手数料
- 予備品購入費
- その他SIIが補助対象外と判断したもの

補助対象経費(公募要領p18,19)



補助対象経費の留意点

(契約等について)

補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争(3社以上の見積もり合わせ・競争入札等)に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、選定理由書の整備を前提として、指名競争又は随意契約によることができる。

1. 事業内容について (公募要領p4~33,36)

類型A (AI実証) (公募要領p7~12,36)

類型B (防爆ドローン等) (公募要領p14~19,36)

類型C (発電所遠隔制御) (公募要領p21~26,36)

類型D (スマート鉄塔) (公募要領p28~33,36)

共通項目(公募要領p8~10,15~17,22~24,29~31)

2. 申請に向けた手続きについて (公募要領p13,20,27,34,35~51)

補助対象事業者(公募要領p21)



補助対象事業者要件

下記を全て満たす事業者・団体等であること。

- 日本国内に登記し活動実績のある法人であること。
- ② 補助事業を遂行できる財務状況であること、または具体的な資金調達計画があること。
- ③ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ④ 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29 会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 電力分野において保安業務を有すること、または当該業務に対して提供するIoT関連技術を有すること。
- ⑥ 固定価格買取制度を利用する事業者については、固定価格買取制度による買取期間と本補助 事業の実施期間が重複していないこと。

補助対象事業(公募要領p21)



類型C 事業要件(1/2)

火力・水力・太陽光発電所を対象としたIoT機器・データ利活用による保安業務の現場作業における省人・遠隔化技術の開発・実証であって、下記の要件を全て満たす事業であること。

- ① 開発・実証・導入を行う機器・システムは、日常点検・定期検査等の保安業務の安全性担保と現場作業における省人・遠隔化を同時に実現することが見込まれるものであること。
- ② 開発・実証・導入を行う機器・システムは、カメラ・センサ・計測機器等を用いた遠隔でのデータ取得を行うものであること。加えて、以下の3分類のいずれか、または複数に該当するものであることが望ましい。
 - ・取得データの分析に係るシステム・モデルの構築
 - ・タブレット・ウェアラブル端末等を活用した現場業務の可視化
 - ・クラウドデータを活用した保守点検システムの構築
- ③ 補助事業期間中に、IoT等の技術を活用したシステム構築を行うとともに、その評価・検証を行うこと。ただし、評価・検証に関しては、補助事業期間中に完了できない場合には、間接補助事業終了後、評価・検証を行い、その結果をSII又は経済産業省の指示に従って報告すること。

補助対象事業(公募要領p21)



類型C 事業要件(2/2)

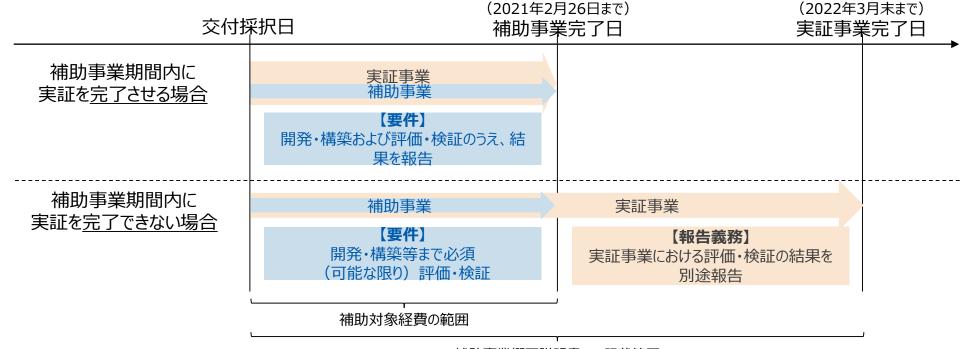
- ④ 開発・実証・導入を行う機器・システムは、補助事業終了後に他の事業所・事業者に実装・展開する計画があること。なお、太陽光発電所を対象とする場合は、太陽光パネルを製造したメーカーによらず遠隔監視を実現できる機器・システムに限る。
- ⑤ 執行団体が実施する調査依頼に対応すること。また、協業する事業者にもその旨の了承を得ること。
- ⑥ 水力発電所での実証事業については、⑤の調査依頼とは別に、今後経済産業省が委託業務にて実施予定の「水力発電設備スマート化導入ガイドライン検討業務事業(仮称)」に対し、同事業の受託者からの調査依頼に対応し、システム導入に当たっての検討事項や実証成果のデータなどを提供すること(別途実施する委託業務の受託者から調査票を送り、それに回答していただくことを想定。必要に応じ直接聞き取りを実施。回数は最大3回程度、対象データは、システム構成、機器仕様、セキュリティ対策、導入費用、実証成果等のガイドライン策定に係るデータ)。また、協業する事業者にもその旨の了承を得ること。

補助事業期間(公募要領p36)



開発したシステム等の評価・検証が補助事業期間内に完了しない計画である場合の考え方

- 開発したシステム等の評価・検証が補助事業期間内に完了しない計画である場合(実証事業が補助事業期間中に完了しない場合)、2022年3月末までに評価・検証結果をSII又は経済産業省の指示に従って報告すること。ただし、補助事業期間中にシステム等の開発・構築等を行うことは必須とする。
- 上記報告期間中に、正当な理由なく報告の遅延・怠慢・実証事業の取りやめ等があった場合、既に交付した 補助金の返還が必要となる場合がある。



補助事業概要説明書での記載範囲

補助対象経費(公募要領p25,26)



補助対象経費(1/4)

補助対象事業の実施に係る下記の費用を対象とする。

- 人件費
- 開発・実証に係る外注費・委託費
- 開発・実証に係る部品・機材購入費
- その他諸経費

区分	費目	定義	費用例
(類型C)	人件費 ^{※1}	新規システム開発・実証に直接従事する 時間に係る人件費	✓ 新規システム開発業務
	開発・実証に係る 外注費・委託費 ^{※2}	発電所遠隔監視・制御に用いるシステム 等の開発・実証に必要な業務を外注・委 託する費用	✓ 遠隔監視システム構築に係る委託費✓ 試作品加工・組み立て外注費✓ 試作品性能試験・評価費✓ 現場実証・効果検証に係る委託費 …等
	開発・実証に係る 部品・機材購入費 ^{※2}	発電所遠隔監視・制御に用いるシステム 等の開発・実証等に必要な部品・機材・材料を購入する費用	✓ カメラ・センサ・計測機器等購入・ 設置費用✓ 遠隔制御に用いる専用サーバ購入費✓ 評価用計測機器のリース費用 …等
	その他諸経費※3	その他事業を行うために特に必要と認められる諸経費	✓ 現場実証に係る旅費・宿泊費✓ 仮想フィールド利用費 …等

補助対象経費(公募要領p25,26)



補助対象経費(2/4)

※1 <人件費の対象範囲、用いる単価について>

- 人件費は、実証等に直接繋がる活動のみを対象とし、補助事業の管理運営および法人経営に関する業務時間の人件費は対象とならない。
- 人件費は、「時間単価×作業時間」によって算出するものとする。
- 人件費の時間単価は、標準報酬月額保険料額表等を基に下記にて算定した時間単価を用いる。

雇用関係	給与	時間単価
健保等級適用者	全て	賞与回数に応じた時間単価一覧表の区分を選択し、「健保等級」に対応する時間単 価を適用。
健保等級適用者 以外 ^{※1}	年俸制 月給制	月給額※2を算出し、時間単価一覧表の「月給範囲額」に対応する時間単価を適用。
	日給制	時間単価一覧表を適用せず、日給額 ^{※3} を所定労働時間で除した単価(1円未満 切捨て)を適用。
	時給制	時間単価一覧表を適用せず、時給額※3を適用。
出向者	全て	補助事業者が負担する出向負担金等を基に時間単価を算出。

補助対象経費(公募要領p25,26)



補助対象経費(3/4)

- 健保等級の適用にあたっては、補助事業の開始時に適用されている等級に基づく単価を使用する。
- 本単価は、時間外、時間内、休日等の区分を問わず、同一の単価を使用する。ただし、健保 等級単価に基づく人件費が、事業者負担額を大幅に超える場合等は、時間単価の調整が必 要になる。
- 時間単価一覧表には、下記を用いることとする。
 (https://www.meti.go.jp/information 2/downloadfiles/R2kenpo.pdf
- ※ 1) 当該事業期間内に支給される賞与(事業期間終了日の翌月末日に支給することが確定している賞与も含む。)を時間単価の算定に加算することができる。加算方法は、月給額に加算する場合は、上期(4~9月)、下期(10~3月)の期間内にそれぞれ支給される賞与額を各期間の月額に加算(対応する月数で除す。)し、日給額に加算する場合は、前記方法をさらに1か月あたりの所定労働日数で除した金額を日額に加算する (1円未満切捨て)。
- ※ 2)年俸から月給額を算定する場合には健康保険の報酬月額の算定方法に準ずる。
- ※ 3) 1日あたりの通勤手当(雇用契約等から算定できるもの)を所定労働時間で除して得た額を時間単価に加算する。

補助対象経費(公募要領p25,26)



補助対象経費(4/4)

※2 <外注費・委託費、部品・機材購入費について>

開発・実証にかかる委託・外注費、部品・機材購入費等、固定資産登録される費用については法 定耐用年数の財産管理が必要となる。

※3<その他諸経費について>

• その他諸経費においては、本実証に必要な経費を対象とし、直接実証と関係のない費用、単なる 経費として実証に資する要素がない費用(特許申請費用等)は対象としない。

【補助対象外となる経費】

- 本補助金の申請書作成に係る費用
- 交付決定日前に発生した費用
- 事務所借料費、敷金、礼金、その他事務手数料
- 予備品購入費
- その他SIIが補助対象外と判断したもの

補助対象経費(公募要領p25,26)



補助対象経費の留意点

(契約等について)

補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争(3社以上の見積もり合わせ・競争入札等)に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、選定理由書の整備を前提として、指名競争又は随意契約によることができる。

1. 事業内容について (公募要領p4~33,36)

類型A (AI実証) (公募要領p7~12,36)

類型B (防爆ドローン等) (公募要領p14~19,36)

類型C (発電所遠隔制御) (公募要領p21~26,36)

類型D (スマート鉄塔) (公募要領p28~33,36)

共通項目(公募要領p8~10,15~17,22~24,29~31)

2. 申請に向けた手続きについて (公募要領p13,20,27,34,35~51)

補助対象事業者(公募要領p28)



補助対象事業者要件

下記を全て満たす事業者・団体等であること。

- ① 日本国内に登記し活動実績のある法人であること。
- ② 補助事業を遂行できる財務状況であること、または具体的な資金調達計画があること。
- ③ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ④ 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29 会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 送電鉄塔に関する保安業務を有すること、または当該業務に対して提供するIoT関連技術を有すること。

補助対象事業(公募要領p28)



類型D 事業要件

送電鉄塔を対象としたIoT機器・データ利活用による保安業務の現場作業における省人・遠隔化技術の開発・実証であって、下記の要件を全て満たす事業であること。

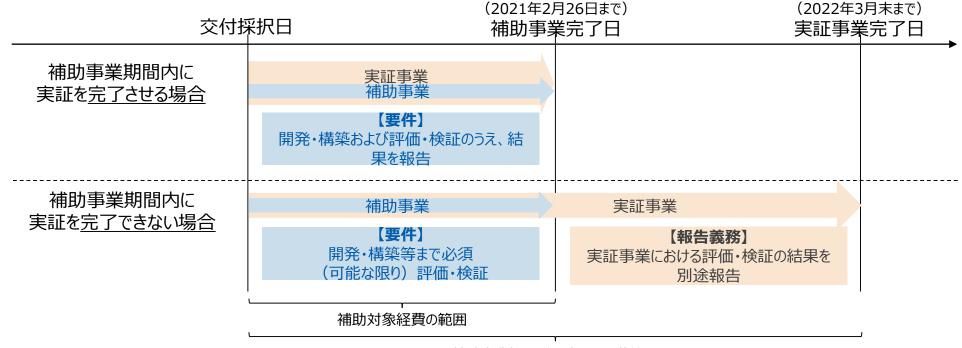
- ① 開発・実証を行う機器・システムは、日常点検・定期検査等の保安業務の安全性担保と現場作業における省人・遠隔化を同時に実現することが見込まれるものであること。
- ② 送電鉄塔の保安業務に係る下記2つの手法の開発・実証を行うこと。
 - ・送電鉄塔におけるデータ取得手法(スマートセンサ開発と実鉄塔への設置等)
 - ・取得データの分析手法(気流シミュレーションとセンサデータを組み合わせた分析、強風などが送電鉄塔に与える影響の分析等)
- ③ 補助事業期間中に、IoT等の新技術を活用したシステム構築を行うとともに、その評価・検証を行うこと。ただし、評価・検証に関しては、補助事業期間中に完了できない場合には、間接補助事業終了後、評価・検証を行い、その結果をSII又は経済産業省の指示に従って報告すること。
- ④ 開発・実証を行う機器・システムは、補助事業終了後に他の事業所・事業者に実装・展開する計画があること。
- ⑤ 執行団体が実施する調査依頼に対応すること。また、協業する事業者にもその旨の了承を得ること。

補助事業期間(公募要領p36)



開発したシステム等の評価・検証が補助事業期間内に完了しない計画である場合の考え方

- 開発したシステム等の評価・検証が補助事業期間内に完了しない計画である場合(実証事業が補助事業期間中に完了しない場合)、2022年3月末までに評価・検証結果をSII又は経済産業省の指示に従って報告すること。ただし、補助事業期間中にシステム等の開発・構築等を行うことは必須とする。
- 上記報告期間中に、正当な理由なく報告の遅延・怠慢・実証事業の取りやめ等があった場合、既に交付した 補助金の返還が必要となる場合がある。



補助対象経費(公募要領p32,33)



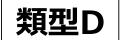
補助対象経費(1/4)

補助対象事業の実施に係る下記の費用を対象とする。

- 人件費
- 開発・実証に係る外注費・委託費
- 開発・実証に係る機材購入費・据付工事費
- その他諸経費

区分	費目	定義	費用例
産業保安高度化推 進事業費 (類型D)	人件費※1	システム開発・実証に直接従事する 時間に係る人件費	✓ システム開発業務✓ プロジェクトマネジメント業務✓ 現場での実証・効果検証業務✓ システムを活用した業務構築 …等
	開発・実証に係る 外注費・委託費※2	システム開発・実証に必要な業務を 外注・委託する費用	✓ システム開発業務に係る業務委託費✓ データ取得に係るシステム改修費✓ 現場実証・効果検証に係る委託費✓ データ購入費 …等
	開発・実証に係る 機材購入費・据付工事費※2	システム開発・実証に必要な機材を 購入・据付等を行う費用	✓ IoTセンサ購入・リース費✓ IoTセンサ取り付け工事費✓ 実証期間中のサーバレンタル費✓ エッジ側の情報端末購入費 …等
	その他諸経費※3	その他事業を行うために特に必要と 認められる諸経費	✓ 現場実証に係る旅費・宿泊費 ✓ システム開発に必要なクラウドサービス利用費、ライセンス費用等 …等

補助対象経費(公募要領p32,33)



補助対象経費(2/4)

※1 <人件費の対象範囲、用いる単価について>

- 人件費は、実証等に直接繋がる活動のみを対象とし、補助事業の管理運営および法人経営に関する業務時間の人件費は対象とならない。
- 人件費は、「時間単価×作業時間」によって算出するものとする。
- 人件費の時間単価は、標準報酬月額保険料額表等を基に下記にて算定した時間単価を用いる。

雇用関係	給与	時間単価				
健保等級適用者	建保等級適用者 全て 賞与回数に応じた時間単価一覧表の区分を選択し、「健保等級」に 単価を適用。					
健保等級適用者 以外 ^{※1}	年俸制 月給制	月給額※2を算出し、時間単価一覧表の「月給範囲額」に対応する時間単価を適成				
	日給制	時間単価一覧表を適用せず、日給額 ^{※3} を所定労働時間で除した単価(1円未満切捨て)を適用。				
	時給制	時間単価一覧表を適用せず、時給額※3を適用。				
出向者	全て	補助事業者が負担する出向負担金等を基に時間単価を算出。				

補助対象経費(公募要領p32,33)



補助対象経費(3/4)

- 健保等級の適用にあたっては、補助事業の開始時に適用されている等級に基づく単価を使用する。
- 本単価は、時間外、時間内、休日等の区分を問わず、同一の単価を使用する。ただし、健保 等級単価に基づく人件費が、事業者負担額を大幅に超える場合等は、時間単価の調整が必 要になる。
- 時間単価一覧表には、下記を用いることとする。
 (https://www.meti.go.jp/information 2/downloadfiles/R2kenpo.pdf
- ※ 1) 当該事業期間内に支給される賞与(事業期間終了日の翌月末日に支給することが確定している賞与も含む。)を時間単価の算定に加算することができる。加算方法は、月給額に加算する場合は、上期(4~9月)、下期(10~3月)の期間内にそれぞれ支給される賞与額を各期間の月額に加算(対応する月数で除す。)し、日給額に加算する場合は、前記方法をさらに1か月あたりの所定労働日数で除した金額を日額に加算する (1円未満切捨て)。
- ※ 2)年俸から月給額を算定する場合には健康保険の報酬月額の算定方法に準ずる。
- ※ 3) 1日あたりの通勤手当(雇用契約等から算定できるもの)を所定労働時間で除して得た額を時間単価に加算する。

補助対象経費(公募要領p32,33)



補助対象経費(4/4)

※2 <外注費・委託費、機材購入費・据付工事費について>

開発・実証にかかる委託・外注費、機材購入費等、固定資産登録される費用については法定耐用年数の財産管理が必要となる。

※3<その他諸経費について>

• その他諸経費においては、本実証に必要な経費を対象とし、直接実証と関係のない費用、単なる 経費として実証に資する要素がない費用(特許申請費用等)は対象としない。

【補助対象外となる経費】

- 本補助金の申請書作成に係る費用
- 交付決定日前に発生した費用
- 事務所借料費、敷金、礼金、その他事務手数料
- 予備品購入費
- その他SIIが補助対象外と判断したもの

補助対象経費(公募要領p32,33)



補助対象経費の留意点

(契約等について)

補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争(3社以上の見積もり合わせ・競争入札等)に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、選定理由書の整備を前提として、指名競争又は随意契約によることができる。

1. 事業内容について (公募要領p4~33,36)

類型A (AI実証) (公募要領p7~12,36)

類型B (防爆ドローン等) (公募要領p14~19,36)

類型C (発電所遠隔制御) (公募要領p21~26,36)

類型D (スマート鉄塔) (公募要領p28~33,36)

共通項目(公募要領p8~10,15~17,22~24,29~31)

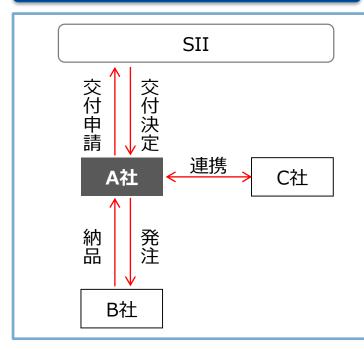
2. 申請に向けた手続きについて (公募要領p13,20,27,34,35~51)

申請パターン

申請パターン

原則、法人単位で申請すること。ただし、複数事業者と連携して補助事業を行う場合、原則として下記の3つのスキームから選んで、一体として活動する単位で申請すること。 (適切な申請単位が不明な場合は、SIIに相談のうえ申請すること。)

①単独申請



■交付申請書類 : 交付申請書1部(A社押印)

■審査の対象 : A社としての事業計画

■企業間の費用流用 :該当無し

■各種手続き:全てA社が実施

■取得資産: A社が保有(貸与等は原則不可)

■補助金の支払い : A社に振込

■備考:協力会社への外注費は補助対象

申請パターン

②共同申請

交付 交付 中請 A社 (幹事社) B社 (参加事業者) 共同申請者 ■交付申請書類 : 交付申請書1部(幹事社押印)

:共同申請確認書(参加事業者個別押印)

■審査の対象 : 共同申請者全体の事業計画

■企業間の費用流用:可

■各種手続き :全て共同手続き(連名)

■補助率:共同申請者のうち最も低い補助率が適用

■取得資産: 各社が保有

(ABC社間での補助事業の目的の範

囲内での貸与に限り可)

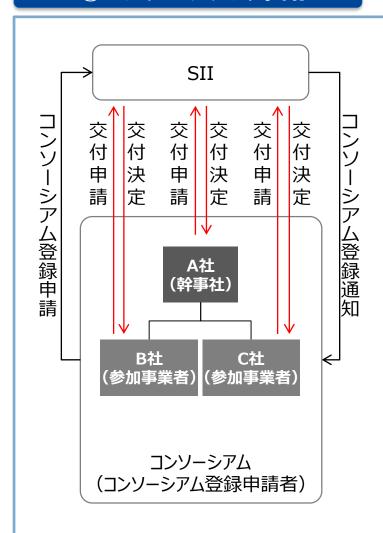
■補助金の支払い : A社(幹事社)に一括振込

■備考:共同申請事業者間の受発注は補助

対象外(自社経費として共同申請すること)

申請パターン

③コンソーシアム申請



■交付申請書類 : 交付申請書3部(各社個別押印)

: コンソーシアム登録申請書1部(幹事社押印)

: コンソーシアム参加確認書 (参加事業者個別押印)

■審査の対象:コンソーシアム全体の事業計画

■企業間の費用流用:不可

■各種手続き :各社で実施

■補助率 : 各事業者の補助率が適用

■取得資産: 各社が保有(貸与は原則不可)

■補助金の支払い : 各社に振込

■備考:コンソーシアム内の受発注は補助対象外

(自社経費として共同申請すること)

補助率

補助率

- ① 中小企業*1-(ただし、みなし大企業*2は除く)・スタートアップ*3 (類型Aのみ) 補助対象経費(税抜)の2/3以内
- ② **①以外の法人** 補助対象経費(税抜)の**1/2**以内
 - ※1) 中小企業とは、下記表の区分においてA.B.のいずれかの条件に該当する法人。

区分(業種等)	A. 資本金の額 または出資の総額 又	B. 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

補助率・補助上限額

補助率(続き)

- ※2)みなし大企業とは、中小企業のうち、下記のいずれか満たす法人。
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大規模法人(資本金額が1億円を超える、または常時使用する従業員が1,000人を超える法人)が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大規模法人が所有している中小企業
- 大規模法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ※3)スタートアップとは、付加価値の高いミッション性を有し、大企業では容易に追従し得ない 独創的かつ革新的な技術やビジネスモデルを世界に提供することを目指しており、戦略的な事 業計画により短期間で急激な成長が期待できるJ-Startup等の法人を指す。(※1)の定 義において中小企業の要件を満たさない場合でも、当該補助率の適用を認めることがある。

補助上限額

4億円/補助対象事業者

※補助対象経費に補助率を乗じた後の金額。補助率および補助金額は、応募状況および審査の結果によって調整が行われる場合がある。

他の国庫事業との重複

他の国庫事業との重複

同一の費用に対して、本補助金と国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、および同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできない。

1. 事業内容について (公募要領p4~33,36) 類型A (AI実証) (公募要領p7~12,36)

類型B (防爆ドローン等) (公募要領p14~19,36)

類型C (発電所遠隔制御) (公募要領p21~26,36)

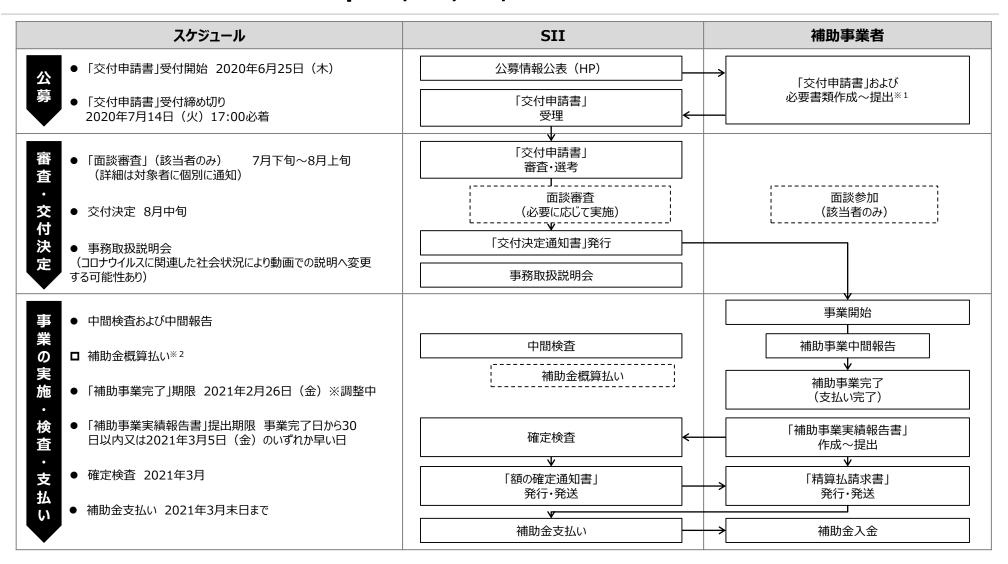
類型D (スマート鉄塔) (公募要領p28~33,36)

共通項目(公募要領p8~10,15~17,22~24,29~31)

2. 申請に向けた手続きについて (公募要領p13,20,27,34,35~51)

2-1 スケジュール

実施スケジュール(公募要領p13,20,27,34)



- ※1)交付申請書受付期間においては、適宜WEB会議等の相談を受け付ける。日程調整等につきメールで事務局へ問い合わせること。
- ※2)補助金の支払いは原則補助事業完了後となるが、補助対象経費を支出するにあたって資金繰りが困難等の事情がある場合に限り、補助金の概算払いを認める場合がある。

2-1 スケジュール

公募期間·補助事業期間(公募要領p36)

公募期間

公募期間:2020年6月25日(木)~2020年7月14日(火)17:00必着

- 交付決定日前に発生した費用は、補助対象にならない。
- 必要に応じて面談審査を実施する。面談審査の有無、日程および詳細は書類受付後に個別に通知する。

補助事業期間

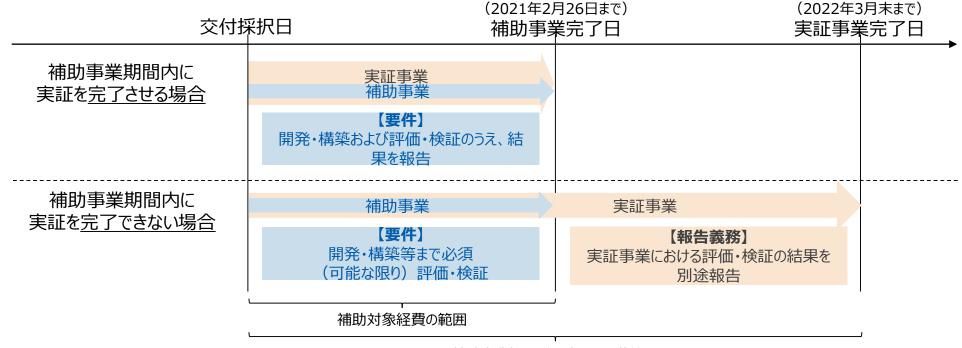
- ・ 補助事業実施期間:交付決定日(2020年8月中旬頃)~2021年2月26日(金)原則として、上記期限までに事業に係る全ての支払いを完了すること。 ※支払いは、金融機関による振込(現金払い)とすること。割賦・手形払い等は認められない。
- 実績報告書提出期限:補助事業完了の日から起算して30日以内、 または2021年3月5日(金)のいずれか早い日。

2-1 スケジュール

補助事業期間(公募要領p36)

開発したシステム等の評価・検証が補助事業期間内に完了しない計画である場合の考え方

- 開発したシステム等の評価・検証が補助事業期間内に完了しない計画である場合(実証事業が補助事業期間中に完了しない場合)、2022年3月末までに評価・検証結果をSII又は経済産業省の指示に従って報告すること。ただし、補助事業期間中にシステム等の開発・構築等を行うことは必須とする。
- 上記報告期間中に、正当な理由なく報告の遅延・怠慢・実証事業の取りやめ等があった場合、既に交付した 補助金の返還が必要となる場合がある。



2-2 応募申請時の提出方法

提出書類 (公募要領p38)

No	書類名称	書式	幹事社	共同 申請参加事業者	コンソーシアム参加 事業者
01	事業者基本情報 *全社提出	指定 (別添1)	•	•	•
02	支出計画書 *幹事社、コンソーシアム参加事業者のみ	指定 (別添2)	•		•
03	支出計画の根拠がわかる資料(見積書、内規等) *幹事社、コンソーシアム参加事業者のみ	自由	•		•
04	交付申請書 *幹事社、コンソーシアム参加事業者のみ	指定 (様式第1)	● (押印)		● (押印)
05	補助事業概要説明書 *幹事社のみ	自由 *項目指定あり	•		
06	役員名簿 *全社提出	指定 (別添)	•	•	•
07	【人件費が含まれる場合のみ】人件費単価計算書 *全社提出	指定 (別添2-1)	● (押印)	● (押印)	● (押印)
08	【人件費が含まれる場合のみ】人件費計算根拠 *全社提出	指定 (別添2-2)	•	•	•
09	共同申請確認書 *共同申請参加事業者のみ	指定 (別添3-1)		● (押印)	
10	コンソーシアム登録申請書 *幹事社のみ	指定 (別添3-2)	● (押印)		
11	コンソーシアム参加確認書 *コンソーシアム参加事業者のみ	指定 (別添3-3)			● (押印)
12	登記簿謄本(写U) *全社提出	自由	•	•	•
13	直近年度の会計に関する報告書 *全社提出	自由	•	•	•

2-2 応募申請時の提出方法

提出方法·提出先 (公募要領p43)

申請書類の提出は以下の通り。

• 申請者はSII WEBサイト(https://sii.or.jp)より提出書類様式をダウンロードし、申請に必要な書類を作成し、全ての添付資料と一緒に下記のメールアドレスに送付する。

注1:押印書類は、PDF形式でメールにて送付すること。原本は、後日別途案内があるまで、保管すること。

注2:押印書類の用意が困難な場合は、理由をメール本文に記載すること。

く提出先>

【メールアドレス】 smart-hoan_info@sii.or.jp 【件名】令和2年度補正 産業保安高度化推進事業費補助金_類型●_事業者名 【宛先】一般社団法人 環境共創イニシアチブ 産業保安高度化推進事業 宛

<提出期限> 公募開始~2020年7月14日(火)17時必着

公募に関する問合せ 申請方法等の相談・連絡 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 産業保安高度化推進事業 宛 MAIL: smart-hoan_info@sii.or.jp